第七十条の十四の次に次の二条を加える。

（特定国外事業者に係る特定少額資産販売事業者の登録申請書の添付書類）

第七十条の十五　法第五十七条の七第一項の登録を受けようとする特定国外事業者は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

（特定少額資産販売事業者登録簿の登載事項等）

第七十条の十六　法第五十七条の七第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名又は名称及び登録番号

二　登録年月日

三　法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

四　特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

2　法第五十七条の七第四項、第九項又は第十一項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

3　法第五十七条の七第十項第一号に規定する政令で定める日は、同号の届出書の提出があつた日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して十五日前の日とする。

第七十一条第一項中「法律」を「法第八条の二第一項その他の法律」に改め、同条第二項中「の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。第五項において同じ。）を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改め、同条第五項中「の末日の翌日から二月を経過した日」を「に係る確定申告書の提出期限の翌日」に改める。

第七十一条の二第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第六十一条第一項に規定する電磁的記録

第七十六条第四項中「、第七十条の十三並びに第七十一条第二項及び第五項」を「並びに第七十条の十三」に改め、「、第七十一条第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」と」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の改正規定、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に一条を加える改正規定、第二十八条の改正規定、第二十九条（見出しを含む。）の改正規定、第三十条の改正規定、第四十六条の二第一項の改正規定、第五十一条第四項の改正規定、第五十七条の改正規定、第六十一条の改正規定、第六十三条の二第二項の改正規定、第七十条の三の改正規定、第七十条の五第一項第四号の改正規定、第七十条の十四の次に二条を加える改正規定、第七十一条の改正規定、第七十一条の二第一項の改正規定及び第七十六条第四項の改正規定並びに附則第五条の規定　令和十年四月一日

二　第五条第八号ロの改正規定及び第六条第一項第四号の改正規定（「、貯留権」に改める部分及び「採石場」の下に「、貯留権に係る貯留区域」を加える部分に限る。）　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行の日

三　第九条の改正規定、第十条第三項第十一号の改正規定及び第四十八条の改正規定並びに附則第三条（第三項を除く。）の規定　第五号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

四　第四十九条第一項第一号ハの改正規定及び附則第四条の規定　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から起算して三月を経過する日の翌日

五　附則第三条第三項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定等に関する経過措置）

第二条　改正後の消費税法施行令（以下「新令」という。）第六条第一項第四号（貯留権に係る部分を除く。次項において同じ。）及び第八号並びに第十七条第二項第六号及び第七号の規定は、令和八年十月一日以後に事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び同日以後に事業者が行う課税仕入れ（同法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。）に係る消費税について適用し、同日前に事業者が行った資産の譲渡等及び同日前に事業者が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までに締結した契約に基づき、同年十月一日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に事業者が行う課税仕入れに係る新令第六条第一項第四号及び第八号並びに第十七条第二項第六号及び第七号の規定の適用については、なお従前の例による。

（暗号資産の譲渡等に関する経過措置）

第三条　新令第九条第一項及び第四項並びに第十条第三項の規定並びに新令第四十八条第二項及び第五項（これらの規定を消費税法施行令第五十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に定める日（以下この条において「暗号資産適用日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び暗号資産適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れに係る消費税について適用し、暗号資産適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び暗号資産適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、暗号資産適用日前に国内において事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が行う調整対象固定資産（同法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物の同項第二号に規定する保税地域からの引取り（以下この項及び第五項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行った場合（当該事業者（同法第三十三条第一項に規定する相続人、合併により当該事業を承継した同項に規定する合併法人及び分割により当該事業を承継した同項に規定する分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る同法第三十三条第一項に規定する第三年度の課税期間の末日において当該調整対象固定資産を有している場合に限る。）における当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る同法第三十三条第一項に規定する第三年度の課税期間における通算課税売上割合及び同項に規定する仕入れ等の課税期間における同項に規定する課税売上割合の計算における新令第十条第三項の規定並びに新令第四十八条第二項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

3　附則第一条第五号に定める日から暗号資産適用日の前日までの間における改正前の消費税法施行令第九条第四項の規定の適用については、同項中「資金決済に関する法律第二条第十四項」とあるのは、「金融商品取引法第二条第四十九項」とする。

4　事業者が、暗号資産適用日前に国内において行った新令第九条第一項第一号に規定する暗号資産又は電子決済手段（以下この条において「暗号資産等」という。）の貸付けに係る課税仕入れにつき、暗号資産適用日以後に消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。